

漁業法（昭和42年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び
 石川県漁業調整規則第14条第2項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。
 令和4年4月19日

漁業の種類	制限措置						調整規則第14条に定める継続許可	許可の有効期間	遊休許可の枠数管理の数	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県	
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数（うち遊休許可の名簿管理の数）	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期					漁業を営む者の資格
小型いか釣り漁業	小型いか釣り（あかいか）県内	1	10トン未満	定めなし	羽咋郡志賀町福浦港灯台中心点（北緯37度04.665分東経136度43.135分）270.0度の線以南の石川県沖合海域とする。ただし、最大高潮時海岸線から沖合1海里以内の海域を除く。	5月1日から12月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし漁船使用予定者を含む。※1 (2)石川県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	新規	5年以内	54	全支所及び出張所
刺し網漁業	まき刺し網（ぶり1そうまき）	4 (3)	5トン未満	定めなし	加賀市大聖寺川河口中央（北緯36度17.715分東経136度14.643分）320.0度の線と加賀市新保町と小松市浜佐美町との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度23.002分東経136度22.328分）315.0度の線との両線間における石川県沖合海域。ただし、共同漁業権漁場区域内に限る。	9月15日から同年12月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)加賀市に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	継続	5年	3	加賀
		0	〃	〃	白山市と金沢市との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度34.068分東経136度33.415分）315.0度の線と能美市と小松市との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度25.812分東経136度25.578分）315.0度の線との両線間における石川県沖合海域。ただし、共同漁業権漁場区域内に限る。	8月1日から同年11月15日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)白山市に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	〃	〃	3	美川
		5 (1)	〃	〃	白山市の大慶寺川河口中央（北緯36度30.700分東経136度30.228分）270.0度の線と羽咋市滝崎燈台（北緯36度55.752分東経136度45.000分）270.0度の線との両線間における石川県沖合海域。	7月15日から同年12月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)金沢市からかほく市木津までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	〃	〃	15	金沢 金沢港内 灘浦
		2 (0)	〃	〃	かほく市七塚と同市高松との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度45.140分東経136度42.130分）315.0度の線と羽咋郡宝達志水町と羽咋市との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度51.965分東経136度45.483分）270.0度の線との両線間における石川県沖合海域。ただし、共同漁業権漁場区域内に限る。	7月15日から同年12月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)かほく市高松から羽咋郡宝達志水町までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	〃	〃	0	押水
		0	〃	〃	羽咋郡宝達志水町と羽咋市との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度51.965分東経136度45.483分）270.0度の線と羽咋郡志賀町赤住と同郡同町福浦港との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度03.867分東経136度43.300分）270.0度の線との両線間における石川県沖合海域。	7月1日から同年10月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)羽咋市から羽咋郡志賀町赤住までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	〃	〃	8	羽咋 柴垣 高浜 志賀

		1 (1)	"	"	羽咋郡志賀町赤住と同郡同町福浦港との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度03.867分東経136度43.300分）270.0度の線と羽咋郡志賀町と輪島市との境（北緯37度13.177分東経136度41.782分）270.0度の線との両線間における石川県沖合海域。	9月1日から同年11月15日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)志賀町酒見から久喜までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"	3	西海
		1 (1)	"	"	珠洲市禄剛埼燈台（北緯37度31.743分東経137度19.595分）0.0度の線と鳳珠郡能都町能登小木港大山燈台（北緯37度17.875分東経137度13.890分）90.0度の線との両線間における石川県沖合海域。	6月5日から同年11月30日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)珠洲市に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"	7	すず
かご漁業	かご漁業 (えび)	8 (2)	10ト未満	定めなし	以下のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた石川県沖合海域。ただし、共同漁業権漁場区域を除く。 ア 石川県輪島市船倉島灯台（北緯37度51.077分東経137度55.128分；世界測地系。以下同じ。） イ ア点337.5度（真方位。以下同じ。）の線上における石川県の最大高潮時海岸線との交点から11.2海里の点（北緯38度01.424分東経136度49.716分） ウ ア点0.0度の線上における石川県の最大高潮時海岸線との交点から沖合12.1海里の点（北緯38度03.177分東経136度55.128分） エ ア点45.0度の線上における石川県の最大高潮時海岸線との交点から沖合15.2海里の点（北緯38度01.825分東経137度08.700分）	6月1日から8月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)輪島市上大沢から町野町管々木までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者。	"	"		輪島
地びき網漁業	地びき網漁業	6	5ト未満	定めなし	ア、イ、ウ、エ及びオを順次に直線で結んだ線及び石川県の最大高潮時海岸線によって囲まれた海域とする。 ア 漁場基点第43号（かほく市木津と市高松との境界に設置された標柱：北緯36度45.133分東経136度42.180分） イ 漁場基点第43号301.0度の線上における石川県の最大高潮時海岸線との交点から沖合3,800メートルの点（北緯36度46.215分東経136度39.943分） ウ 漁場基点第49号（羽咋郡宝達志水町字今浜と同郡同町字宿との境界に設置された標柱）293.0度の線上における石川県の最大高潮時海岸線との交点から沖合4,000メートルの点（北緯36度51.312分東経136度42.529分） エ 漁場基点第51号289.0度の線上における石川県の最大高潮時海岸線との交点から沖合3,800メートルの点（北緯36度52.704分東経136度43.073分） オ 漁場基点第51号（羽咋郡宝達志水町と羽咋市との境界に設置された標柱：北緯36度52.020分東経136度45.544分）	6月1日から10月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)かほく市高松から羽咋郡宝達志水町までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者。	新規	5年		押水

※1「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者
「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和4年4月19日から令和4年5月18日まで